

①

兵庫県 武庫川流域委員会事務局 御中

前略

10月15日の運営委員会には別件の会議と重なり出席できず。10月9日の流域委員会で配布された資料が当日の発言内容です。乱筆乱文をお詫し、下記のように意見を述べさせていただきます。

1) 兵庫県が作成の前文において 1. 河川整備基本方針と称の4行目 抽象的 な事項とあるが、基本高水、計画高水流量の配分は長期計画といえども計画の要とする重要事項ではあるが、それを抽象的 な事項と称していいのか。

2) 河川整備基本方針の7頁

超過洪水への対応において目標を掲げているのは評価に値することであるが、河川管理者としての施策展開はどうか。

超過洪水対策と危機管理対策はどのように使い分けているのか。

計画規模水準や整備途上段階の水準を明確に提示し、ハード整備とあっても限界があることを周知する術(行政には住民が行政依存し、これがあつて責任転嫁を行政に求める行動がある)、避難・警告と対応する行動が推進される術、なども登場させると、この目標は機能するのでは。

3) 答申書集 4頁(3)

ここでいう河川整備基本方針は国のものをいっているのでしょうか。

4頁(3) "ふる型"、全国画一的な最低必要限度の記述

といて表現は事実表現としての客観的評価か。目次、骨子、フレームとあっては定められた事項規定と照らし合わせて記述する必要からして正しいと思われ、"ふる型"をどう読んでも、それ以外の河川とあってそれと記述表現と工夫が見られると思われ、ただ、固有名称を取り替える"とこの河川の基本方針が分かる"という点もある、といてどうなるか。

②

4) 治水に関する資料

⑤ ③ ハイドログラフへの変更

流出計算は将来土地利用についておこなっている点を
明記しておく必要があるのでは。

5) 市町村化後の状態での流量増は原因者と流出抑制
させるのか、河川管理者が責任を見せるのか、いかがですか。

以上

池淵 固一